

**横浜市交通局によるバス運転士に対する2度目の懲戒免職処分に抗議する！
労働者にとって死刑宣告にも等しい懲戒免職処分を2度も行うことは非常識！
違法な懲戒処分を行ったことについて責任の所在を明らかにせよ！**

【本文】

1 違法な懲戒免職処分

平成19年10月1日、交通局(池田局長)はバス運転士に対し、「交通局懲戒処分の標準例」に定めた公務外の著しい速度超過に対する処分幅の上限を超える加重処分として、懲戒免職処分を行いました。

当時、横浜市交通局は、交通局事故審議委員会に関する協約を即時に廃止したなどと言い、(廃止の)意思表示をした段階で(廃止の)効力があるなどと言い張って、廃止通告直後から事故審議委員会を開催せずに懲戒処分を強行しており、手続的に違法な処分でした。

また、バス運転士に対する何らかの懲戒処分が必要だとしても、懲戒免職という処分は、相当性を欠いた加重処分であり、他の処分例との均衡を欠いた不平等な処分でした。

そこで、同年11月22日、バス運転士は、この不当な処分の取消を求める訴訟を横浜地方裁判所に起こしました。組合もバス運転士を支援しました。

他方、同月27日、横浜市交通局は協約廃止通告を撤回しました。

バス運転士が起こした訴訟で、横浜市交通局は、懲戒免職処分が正当であると言い張っていましたが、結局、公開の法廷で裁判所から違法を指摘されるに至りました。

その結果、横浜市交通局は、事故審議委員会に付議せざるを得なくなり、平成20年7月1日に開かれた事故審議委員会による処分取消の意見の決定を受けて、同月3日、懲戒免職処分を取り消しました。

横浜市交通局が違法な懲戒免職処分だったことを認めたわけです。

2 不当な2度目の懲戒免職処分

平成20年7月28日、横浜市交通局(池田局長)はバス運転士に対し、再度の懲戒免職処分を行いました。

これまで組合は、新たな懲戒処分をしないよう横浜市交通局に求めていましたが、それを無視しての処分でした。

そもそも、7月3日の処分取消は、交通局職員懲戒規程9条及び10条に基づいて行われました。同規程では、「処分の事由となった事実その他に誤りがあったことが判明した場合」は、「懲戒処分の取消又は変更」を行うことができることになっており、その場合、「懲戒処分取消書」又は「懲戒処分変更書」を交付することになっています。

従って、もしバス運転士に対して何らかの懲戒処分をすることが正当であるというのであれば、7月3日、横浜市交通局は単純な処分取消を行うのではなく、処分変更を行うことが可能でした。

また、7月1日の事故審議委員会は、制度上、処分変更の意見を決定することも可能でした。懲戒に関する協約第8条及び第5条に基づく事故審議委員会は、懲戒免職処分の取消又は変更を行おうとする手続として定められているからです。

ところが、事故審議委員会は処分変更を選択せずに単純な処分取消を決定し、横浜市交

通局は「懲戒処分取消書」によって単純な取消を行いました。制度上は「懲戒処分変更書」によって変更することも可能であるのに、取消が行われたのです。

このことからすると、改めて懲戒処分を行うことは、一事不再理の観点から許されないというのが、組合の考えです。

バス運転士は、平成19年10月1日の懲戒免職処分以来、家族と共に大変苦しい生活を余儀なくされてきました。新聞などに大きく取り上げられ、重い社会的制裁を受けています。また、バス運転士は十分に反省もしています。このような者に対して、労働者にとって死刑宣告にも等しい懲戒免職処分を2度も行うことは非常識です。

もともと、バス運転士に対する何らかの懲戒処分が必要だったとしても、懲戒免職という処分は、相当性を欠いた加重処分であり、他の処分例との均衡を欠いた不平等な処分でした。

その点からも、今回の2度目の懲戒免職処分は、無謀です。

3 違法な懲戒処分について責任の所在を明らかにせよ

いずれにせよ、違法な懲戒免職処分を強引に行い、その後取り消さざるをえなかったことは、横浜市交通局にとって前代未聞の失態です。

このことについて、横浜市交通局(池田局長)では誰も処分を受けておらず、誰も責任を取っていません。

横浜市交通局(池田局長)は、このことについて責任の所在を明らかにすべきです。